県所管域に所在する 指定障害児通所支援事業所 管理者 様 指定障害児入所施設 管理者 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部 障害サービス課

令和2年度児童福祉法に基づく障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する 届出書の提出について(通知)

本県の障がい福祉施策の推進につきましては、日頃から御理解、御協力を賜り、深く感謝いたします。

児童福祉法に基づく給付費の算定にあたっては、「平成24年3月14日厚生労働省告示第122号」の規定により、加算の算定の区分や、算定するサービス費等を届け出ることになっています。

このため、提出の必要な事業所(下記参照)については、令和2年度の各加算等の算定状況を提出するようお願いいたします。

- 指定児童発達支援(センター含む)及び指定放課後等デイサービスを行う全事業所(共生型を 含む)
 - 1 様式第1号
 - 2 別紙1 障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表
 - 3 別紙 17-1、別紙 17-2 報酬算定区分に関する届出書 ※児童発達支援センター、主たる対象が重症心身障害児の事業所及び共生型サービス事業所 は提出不要です。
 - 4 別紙 21 自己評価結果に関する届出書 ※平成 31 年 4 月以降に指定を受けた事業所は提出不要です。
- 3月サービス提供分(4月請求分)から4月サービス提供分(5月請求分)において報酬算定 の変更(加算の新規取得や取得内容の変更)がある指定障害児通所支援事業所

上記の様式に加え、以下の書類を添付してください。

- 1 別紙2 人員基準等適合確認シート
- 2 別紙3~別紙21※取得する加算要件を確認するための該当様式を添付
- 3 従業者の資格要件を確認できる書類 児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者の要件を確認できる書類 (実務経験証明書、資格証、卒業証明書等)

○ 指定障害児入所施設

- 1 様式第1号
- 2 別紙1 障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表
- 3月サービス提供分(4月請求分)から4月サービス提供分(5月請求分)において報酬算定 の変更(加算の新規取得や取得内容の変更)がある指定障害児入所施設
 - 1 様式第1号
 - 2 別紙1 障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表
 - 3 別紙2 人員基準等適合確認シート
 - 4 別紙3~別紙21
 - ※取得する加算要件を確認するための該当様式を添付
 - 5 従業者の資格要件を確認できる書類 児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者等の要件を確認できる書類 (実務経験証明書、資格証、卒業証明書等)

<様式掲載場所>

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」 \rightarrow 「書式ライブラリ」 \rightarrow 「6. お知らせ(県内共通)」 \rightarrow 「4 令和2年度体制届に関するお知らせ」

<提出期限>

令和2年4月15日(水)必着

<提出先>

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 事業支援グループ ※ 郵送にて提出してください。FAX、メールでは受け付けられません。

<留意事項>

○ <u>政令指定都市(横浜市、川崎市、相模原市)・中核市(横須賀市)に所在する事業所につい</u>ては、提出内容が県所管域とは異なる場合がございますので、ご注意下さい。

問合せ先

(児童発達支援センター及び指定障害児入所施設) 施設指導グループ

電 話 045-210-4724 (直通)

(児童発達支援センター以外の障害児通所支援事業所)

事業支援グループ

電 話 045-210-4732 (直通)